

# 大 網 白 里 市 下 水 道 事 業 経 営 戦 略

団 体 名 : 大網白里市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	小西・養安寺地区 平成10年度(供用開始後24年) 南横川地区 平成12年度(供用開始後22年)	法適(全部適用・一部 適用)・非適の区分	適用(全部適用) (法適用年度:令和2年度)
処理区域内人口 密度	26.9人/ha(令和2年度末) (1,808人/67ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	2処理区(小西・養安寺地区,南横川地区)		
処 理 場 数	2か所(小西・養安寺地区クリーンプラント:千葉県大網白里市小西232番地2) (南横川地区クリーンプラント:千葉県大網白里市南横川3688番地2)		
広域化・共同化 ・最適化 実施状況*1	共同化(市内)	農業集落排水施設から発生する汚泥を公共下水道施設に車両移送し、脱水処理後に公共下水道の汚泥とともにリサイクル処分を実施しています。コミュニティ・プラント施設から発生する汚泥も令和4年度中から同様に実施する予定です。	
	最適化	公共下水道施設と農業集落排水施設(2施設)、コミュニティ・プラント施設(1施設)について一体的・効率的に汚水処理を行うための処理機能の集約化について検討を進めていきます。	

\*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用 使用料体系の 概要・考え方	使用料体系は基本使用料及び従量使用料の二部使用料制で、1か月あたりの使用料（単価）は次のとおりです。					
	【使用料体系】					
	基本使用料（税抜） 1,500 円					
	従量使用料（税抜）					
	1～10m <sup>3</sup>	25円/ m <sup>3</sup>	11～20m <sup>3</sup>	155円/ m <sup>3</sup>	21～30m <sup>3</sup>	180円/ m <sup>3</sup>
	31～40m <sup>3</sup>	200円/ m <sup>3</sup>	41～50m <sup>3</sup>	210円/ m <sup>3</sup>	51～100m <sup>3</sup>	220円/ m <sup>3</sup>
	101～500m <sup>3</sup>	240円/ m <sup>3</sup>	501m <sup>3</sup> 以上	260円/ m <sup>3</sup>		
業務用使用料体系の概要・考え方			使用料体系なし			
その他の使用料体系の概要・考え方			使用料体系なし			
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,132 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,548 円	
	令和元年度	3,190 円		令和元年度	3,102 円	
	令和2年度	3,190 円		令和2年度	3,636 円	
その他	令和4年3月31日までは、基本使用料に基本水量1～10m <sup>3</sup> の使用料を含めた基本水量付二部使用料制を採用していましたが、改定後（令和4年4月1日～）は、基本水量を含まない二部使用料制（基本使用料+従量使用料）となります。					

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

## ③ 組織

職員数	下水道課職員13名（うち公共下水道事業11名） （課長1名、副課長1名、管理班5名、施設班6名（公共下水道事業4名、農業集落排水事業1名、コミュニティ・プラント事業1名））
事業運営組織	下水道課（管理班、施設班）

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の 状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・施設維持管理業務（包括的民間委託） ・水質分析業務 ・使用料徴収業務
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の 状況	ア エネルギー利用*4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	該当なし
	イ 土地・施設等利用*5 (未利用土地・施設の活用等)	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営分析比較表（令和2年度）」のとおり。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

大網白里市第6次総合計画の基本となる「大網白里市人口ビジョン（令和2年度改訂版）」に示されている行政人口の将来推計に基づき、処理区域内人口及び水洗化人口の将来予測を行いました。

今後は、行政人口の減少により、図2-1のとおり処理区域内人口及び水洗化人口は減少するものと推計されます。

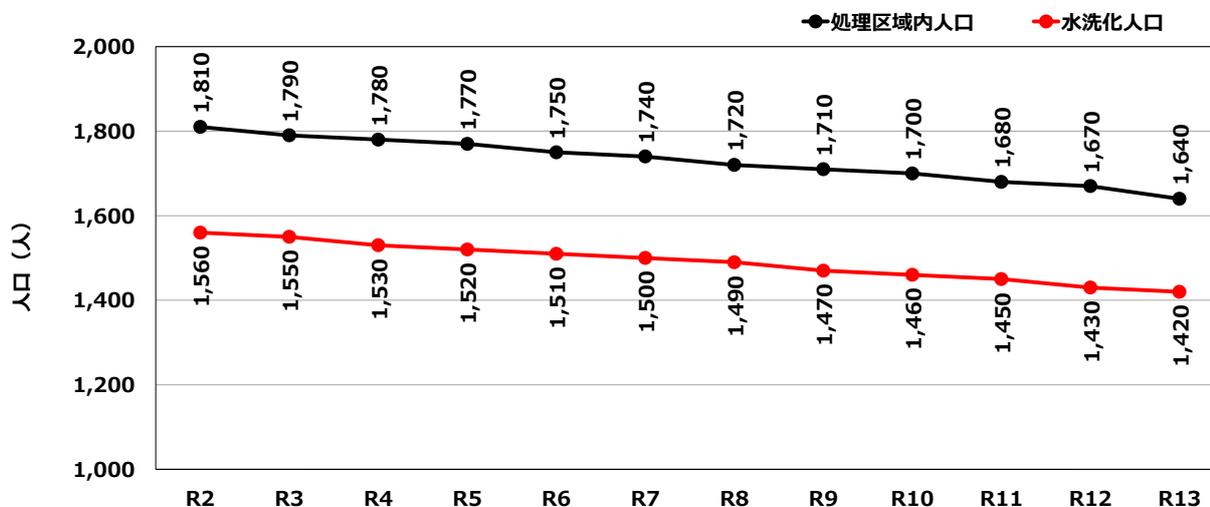


図2-1 処理区域内人口及び水洗化人口の見通し

### (2) 有収水量の予測

有収水量（下水道使用料徴収の対象となる水量）については、人口の減少や節水型機器の普及などにより、図2-2のとおり有収水量は減少するものと推計されます。

### (3) 使用料収入の見通し

令和4年4月から使用料を改定し、標準的な使用水量20m<sup>3</sup>では、3,190円/月→3,630円/月（いずれも税込）となります。これにより、3事業を合わせた今後5年間（令和4年度～8年度）では平均して14.6%の改定率となり、使用料収入の増加を見込んでいます。しかしながら、処理区域内人口と有収水量は減少見通しであるため、これに伴い使用料収入も図2-2のとおり減少する見通しです。

今後、安定的に事業を継続していくためには、維持管理費の削減と合わせて、使用料の見直しを定期的な検討が必要があるため、少なくとも5年に1回の頻度で使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に努めていきます。

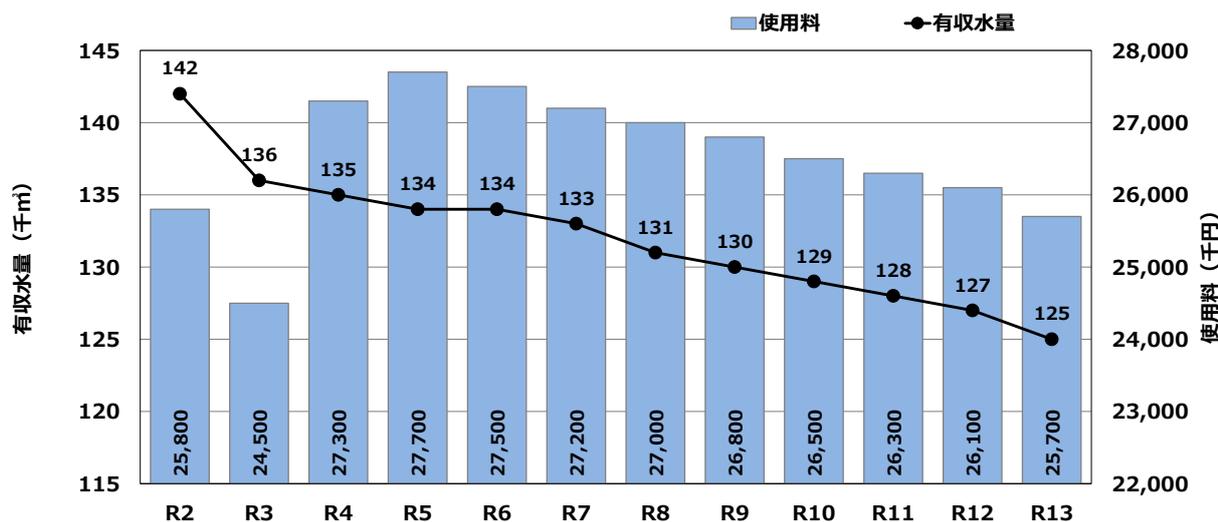


図2-2 有収水量と使用料収入の見通し

#### (4) 施設の見通し

農業集落排水は、平成10年に小西・養安寺地区が供用開始し、平成12年には南横川地区が供用開始しました。

両施設とも供用開始から20年以上が経過しており、今後事業を継続するためには処理施設の老朽化対策が必要となるため、公共下水道事業との処理機能の集約化について検討を進めていきます。

#### (5) 組織の見通し

本市下水道課は平成13年度に公共下水道事業に加え、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業の移管を受けて1課5係（職員数：24名）となりました。その後工事の減少や維持管理業務の包括委託等による職員負担の軽減から人員削減が進み、令和3年度時点では1課2班（職員数：13名）体制になっています。

今後については、維持管理業務の適正な管理や、施設の維持、工事、修繕等における技術系職員の知識やノウハウの継承を行い下水道事業が安定して継続できるよう、適正な人員数を確保していくこととし、投資・財政計画においては現状と変更がないものとしています。

### 3. 経営の基本方針

下水道事業は市民の公衆衛生の向上、生活環境の保全及び公共用水域の水質保全に資するため、市民生活に不可欠な事業として、本市では公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業の3事業が重要な役割を担っています。

一方で、行政人口の減少や少子高齢化の進行、生活様式の変化などを背景とする下水道使用料収入の減少、下水道施設の老朽化対策に係る改築更新費用の増加など、今後の下水道事業を取り巻く環境は非常に厳しくなることが予想されます。このような厳しい経営環境のなか、経営の効率化、健全化を図り、持続可能な下水道事業の経営を目指し、次のとおり取り組んでいきます。

- ・収入の確保と支出の抑制により経営の健全化に努めていきます。
- ・社会インフラである下水道施設の機能を適正に維持管理し、機能の確保に努めていきます。
- ・下水道施設（3事業）の処理機能の集約に取り組んでいきます。

#### 4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙「投資・財政計画（収益的収支）」「投資・財政計画（資本的収支）」のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	下水道の一体的・効率的な事業運営を目指した下水道施設の最適化
-----	--------------------------------

本市の汚水処理については公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業の3事業により公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全等に努めていますが、今後も持続可能な安定した事業の継続を目指すためには、効率的な事業運営が必要不可欠となります。そのため、現在の汚水適正処理構想の見直しを図り、公共下水道と農業集落排水及びコミュニティ・プラントを含めた下水道施設全体について、費用対効果に重点を置き、処理機能の集約化（最適化）について検討を進めていきます。

主な建設改良費（工事請負費）の見通しは図4-1のとおりです。なお、最適化に係る事業費については、公共下水道事業に計上しているため、ここには含めていません。

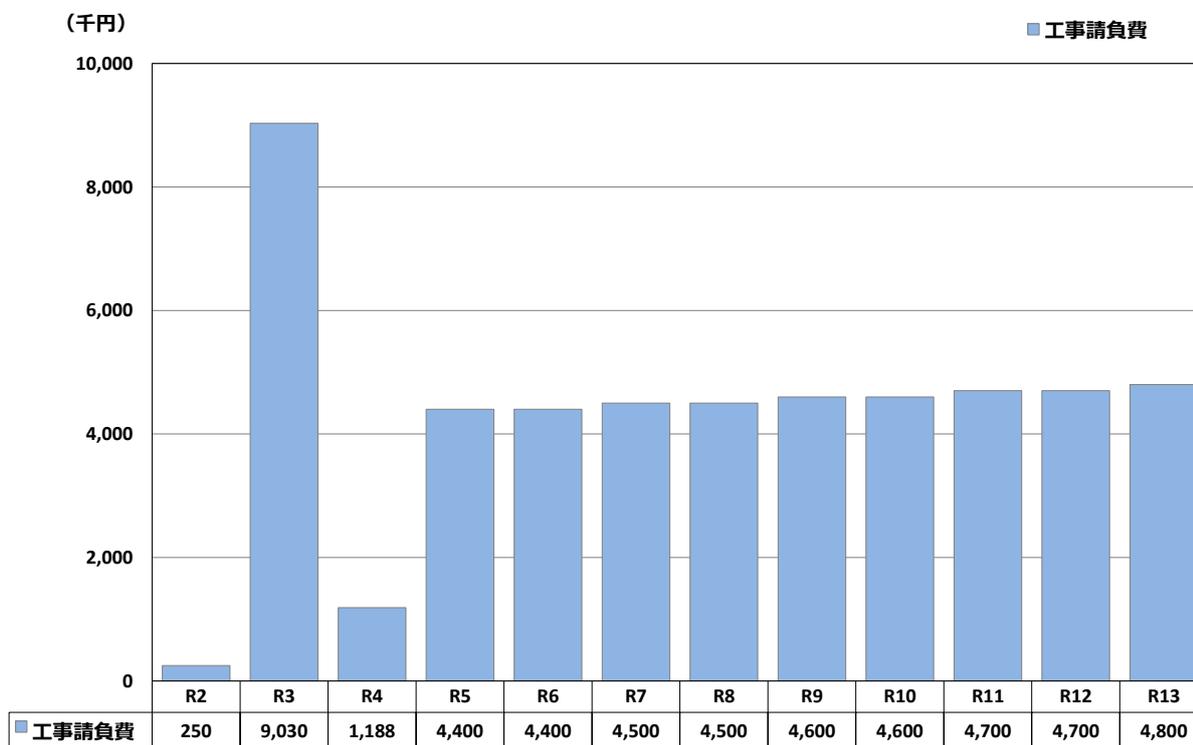


図4-1 建設改良費（工事請負費）の見通し

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益的収入 適正な収益的収入（下水道使用料）の確保</li> <li>・ 資本的収入 資本費平準化債、損益勘定留保資金の適正な運用、一般会計繰入金の縮減</li> </ul>
----	--

<p>・ 収益的収入</p> <p>令和4年4月より使用料を改定することにより、使用料収入の増加を見込んでいます。しかしながら、今後、処理区域内人口（水洗化人口）の減少により有収水量が減少していく見通しであることから、使用料収入の伸びは困難と予測されます。そのため、下水道事業を維持していくために必要な収入を確保するために、維持管理費の縮減に努めつつ、定期的の使用料の見直しを検討していきます。</p> <p>・ 資本的収入</p> <p>主な資本的収入は、収益的勘定の損益勘定留保資金による補填、資本費平準化債による借入及び一般会計からの繰入金です。今後は、資本費平準化債、損益勘定留保資金の減少が見込まれますが、主な資本的支出である企業債償還元金についても減少傾向となっていることから、公共下水道との最適化を行った場合、令和12年度以降の繰入金を大幅に縮減できる見込みです。</p>
---

主な収入の見通しは図4-2のとおりです。

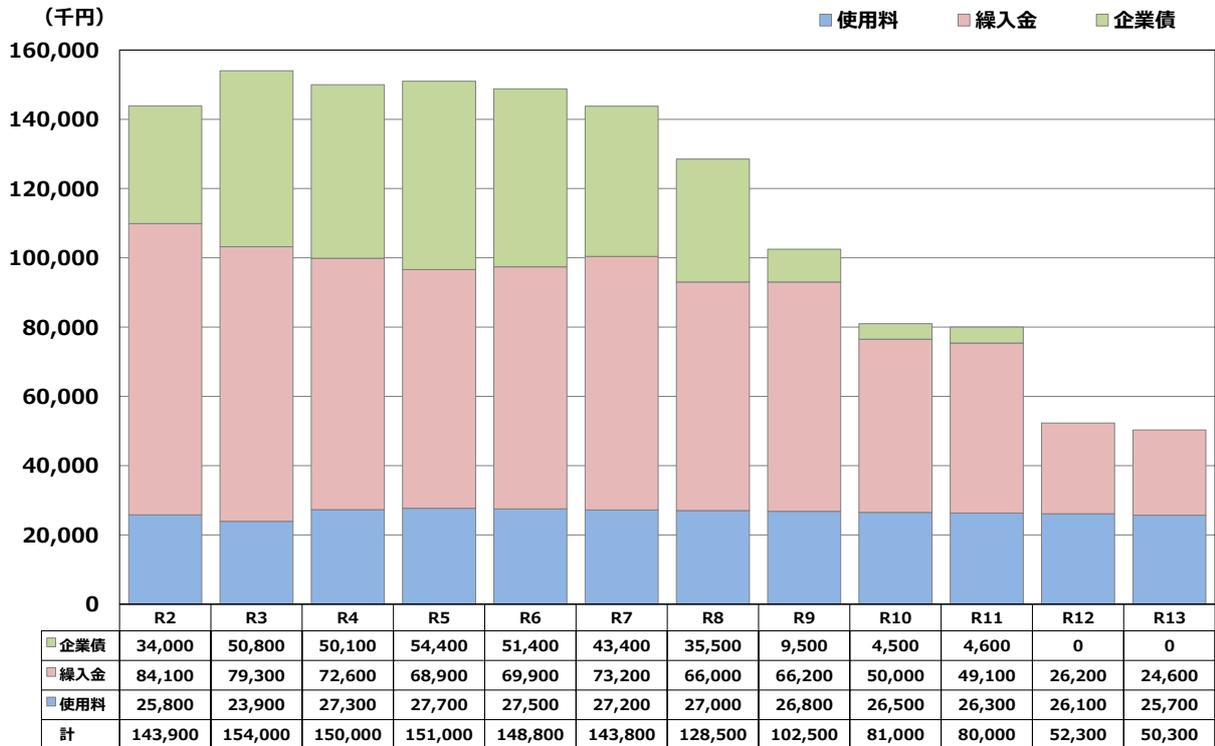


図4-2 主な収入の見通し

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・ 支払利息に関する事項  
支払利息については、企業債残高の減少とともに減少していく見通しです。
- ・ 減価償却費に関する事項  
減価償却費は縮小していくことが見込まれます。
- ・ 経費（動力費）に関する事項  
電気料金の値上げ等を考慮し、年間1%程度の上昇を見込んでいます。
- ・ 経費（修繕費）に関する事項  
施設の老朽化等に伴い年間1%程度の上昇を見込んでおりますが、機器の更新や修繕については支弁基準に基づき判断するとともに、費用の低減（費用対効果の向上）に努めていきます。
- ・ 経費（委託費）に関する事項  
計画期間内においては労務単価の上昇を考慮し、委託費の削減は見込めないものの、公共下水道との処理機能の集約化（最適化）後は処理場に係る業務量が減少することから、概ね令和12～14年度以降に大幅な削減が可能なものと見込んでいます。
- ・ 職員給与費に関する事項  
人件費については、現状の水準としておりますが、年間1%程度の上昇を見込んでいます。

主な投資以外の経費の見通しは図4-3のとおりです。

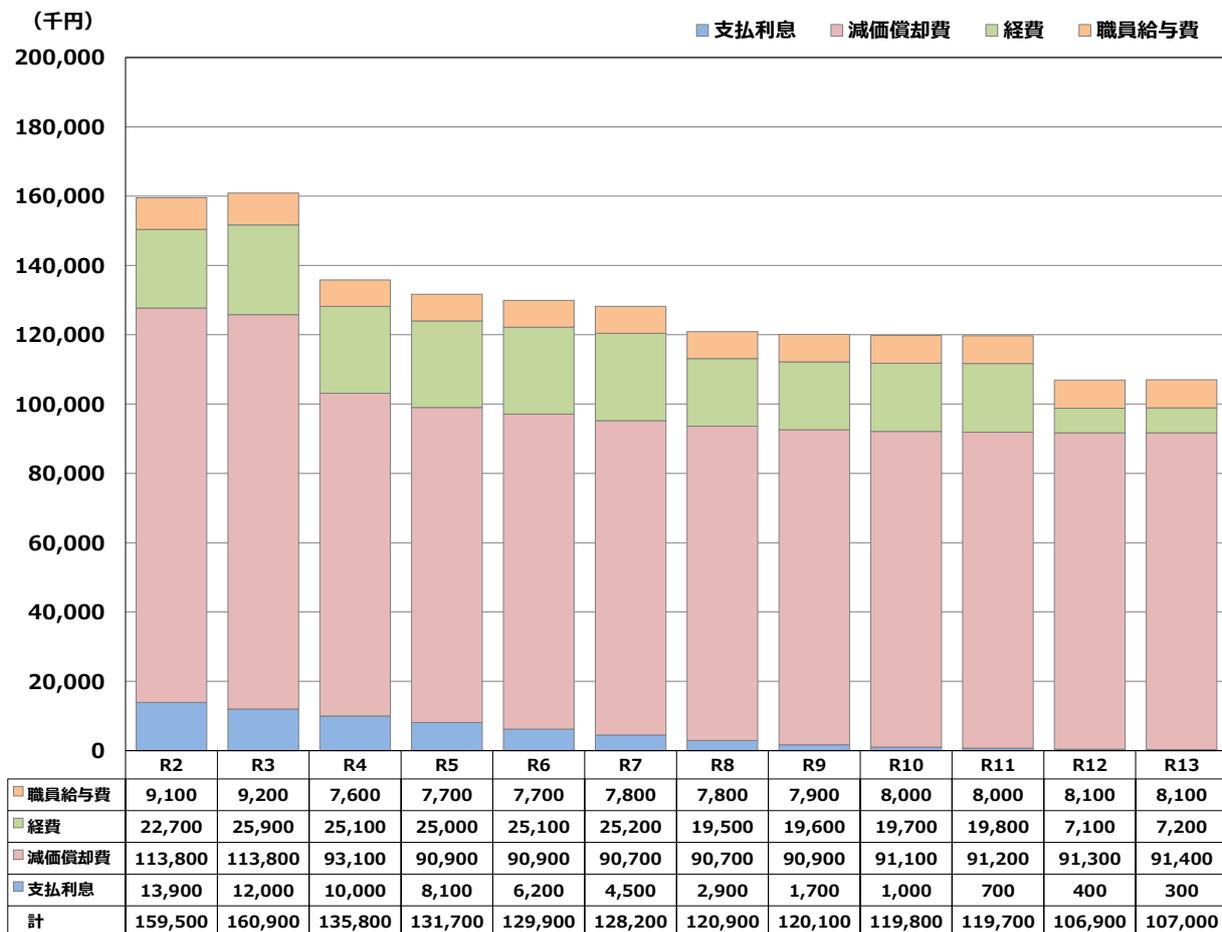


図4-3 投資以外の経費の見通し

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>最適化事業では、水質汚濁防止法上の特定施設（3施設）の機能単純化、維持管理業務の削減、電気料金の削減、汚泥処分費の削減等、より一層の維持管理費の削減が見込まれます。</p> <p>そのため、最適化事業（公共下水道施設と農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント施設の処理機能の集約化を行う事業）に係る構想の策定を進め、費用対効果を含め事業の実施に向けた検討を進めていきます。</p>
投資の平準化に関する事項	<p>下水道施設全体について必要性・緊急性の高いものから更新することで施設の延命を図り、投資の平準化に努めます。</p>
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）	<p>現在導入している包括的民間委託（維持管理業務）を継続する予定ですが、今後も先進事例の取り組みについて研究を行っていきます。</p>
その他の取組	<p>特になし</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<p>使用料の改定（令和4年4月）により当面は増収となりますが、処理区域内人口の減少が予測されることから、今後は、少なくとも5年に1回の頻度で使用料の改定の必要性に関する検証を行っていきます。</p>
資産活用による収入増加の取組について	<p>特になし</p>
その他の取組	<p>市全体の財政状況を注視しつつ、一般会計からの負担金、出資金などの確保に努めます。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	<p>公共下水道（汚水・雨水）、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの施設に係る維持管理業務は包括的民間委託を実施しており、柔軟かつ一体的な維持管理に努めています。</p>
職員給与費に関する事項	<p>今後も職員数の増加は見込めないことから、現状の人員により効率的に事業が実施できるよう努めていきます。</p>

(次頁に続く)

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況（前頁からの続き）

<p>動力費に関する事項</p>	<p>老朽化した施設の改築更新工事等における省エネ型・高効率型の機器の選定、設備・機器のダウンサイジング、電気契約の工夫による割引の適用など、今後も抑制に努めていきます。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>下水道施設の包括的維持管理業務に薬品費を含めて発注することによる受注者の創意工夫など、ソフト面でも削減に努めていきます。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>下水道の処理機能を維持するために適正な修繕に努めます。 また、機器の更新や修繕については支弁基準に基づき判断するとともに、費用の低減（費用対効果の向上）に努めていきます。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>公共下水道との汚泥処理の共同化による（含水率低減に伴う）汚泥処分費の削減、公共下水道・コミュニティ・プラントとの包括的維持管理による費用の削減など、多角的に委託費の削減に努めていきます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>3事業の施設を一体的に維持管理している利点を活かし、災害等緊急時の職員の柔軟な配置が可能であり、機械・電気部品、管路部品も共有化することで経費の削減も可能です。 今後も公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの一体的な維持管理を推進し、経費の削減に取り組んでいきます。</p>

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p>	<p>経営戦略は、下水道事業を取り巻く環境を確認しながら、将来にわたり安定的な下水道事業を継続していくための投資・財政計画を中心とする中長期的な計画です。 本市では、下水道使用料の改定の必要性の検証を少なくとも5年に1回の頻度で実施する予定としていることから、経営戦略についてもこれらの検証に先立ち同周期での見直しを実施していきます。</p>
----------------------------	---

6. その他

<p>下水道事業の経営指標の1つに「経費回収率(%)」があります。経費回収率は、下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100で算出され、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標です。本市の令和4年度～8年度における経費回収率（平均）は、約74%（別紙「原価計算表」参照）となっています。</p>
--

# 経営比較分析表（令和2年度決算）

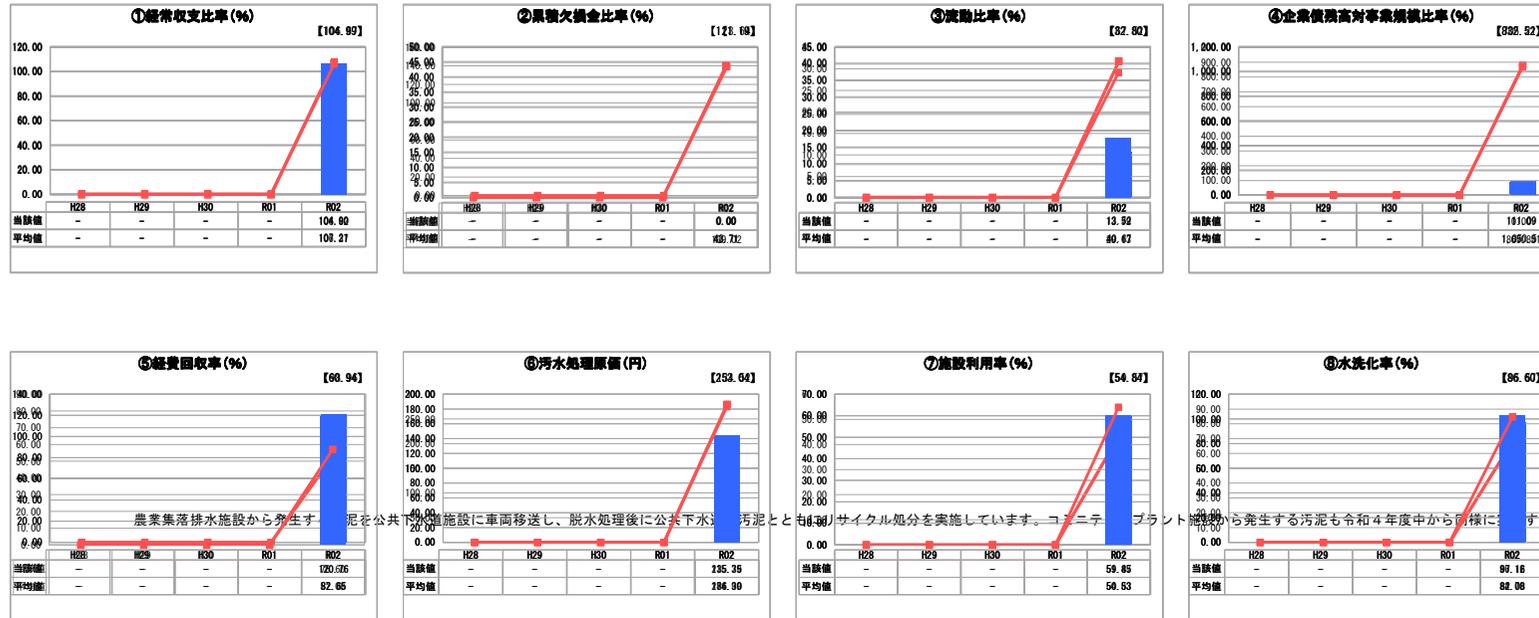
千葉県 大網白里市

業務名	業種名	事業名	類似団区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	73.85	3.70	90.44	3,190

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
48,960	58.08	842.98
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,808	0.67	2,698.51

グラフ凡例
■ 当該団体の値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和2年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

本市の下水道事業は、令和2年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行したが、本表は、公営企業会計適用後、初めての経営比較分析表となる。

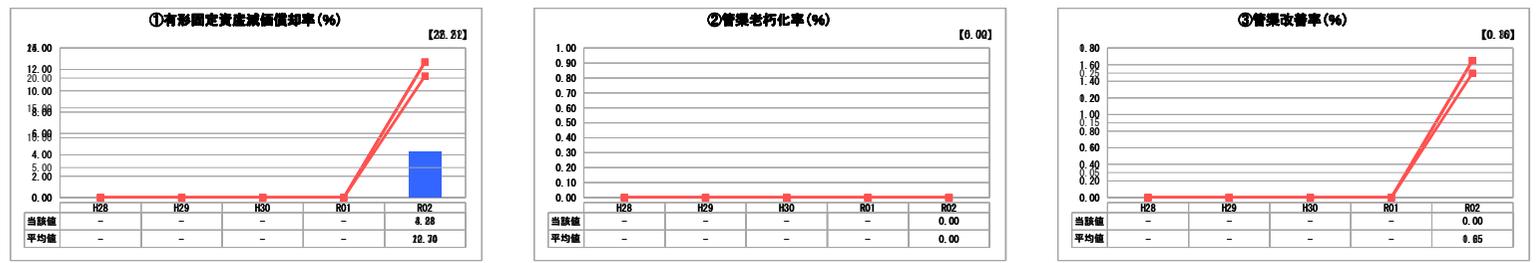
- 本市の経常収支比率は他団体の平均をわずかに上回り、概ね100%となっている。
- 累積欠損金は生じていない。
- 流動比率は平均を下回っているが、次年度償還予定の企業債元金額が大きいためであり、次年度予算において償還財源の計上を行っているため、短期的な債務に対する支払能力は確保している。
- 企業債残高は事業開始より時間が経過し償還が進んでいるが、計算式において一般会計からの繰入金による控除により0%となっている。
- 汚水処理原価は類似団体の平均値より低い値に抑えられているが、経費回収率は100%を下回っていることから、適正な使用料収入の確保経費の削減を図っていく必要がある。
- 施設利用率、水洗化率とも全国平均並みであるが、今後の人口減少を見据え、公共下水道への施設の統合等、最適化を検討していく。

### 2. 老朽化の状況について

①②③ 償却資産の大半を占める管渠は、法定耐用年数50年に対して、供用開始から20余年しか経過していないため、有形固定資産減価償却率は類似団体平均を下回り、管渠老朽化率、管渠改善率はともに0%となっている。

一方、管渠以外の処理場施設等は20余年が経過しており、施設の改築、長寿命化についての検討が必要な時期となっていることから、公共下水道への統合も含めて、その対応策を検討していく。

## 2. 老朽化の状況



### 全体総括

経費回収率が100%を下回り、使用料収入の不足分を一般会計繰入金に依存している状況となっている。

今後、人口減少に伴う使用料収入の減少や根幹的施設の老朽化に対する経費の増大などが見込まれる中、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、収入面では、使用料の見直しにより収入を確保しながら繰入金の削減を図るとともに、支出面では、下水道3事業の統廃合による支出の抑制など、経営改善に向けて取り組んでいく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画（収益の収支）

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		26,247	24,280	27,300	27,689	27,452	27,233	26,996	26,759	26,522	26,304	26,067	25,721	
	(1) 料金収入		25,847	23,880	27,300	27,689	27,452	27,233	26,996	26,759	26,522	26,304	26,067	25,721	
	(2) 受託工事収益 (B)														
	(3) その他		400	400											
	2. 営業外収益		144,940	151,694	123,854	118,699	115,232	107,724	106,744	104,947	105,454	99,612	96,322	94,320	
	(1) 補助金		66,014	72,692	62,134	59,175	55,903	48,709	47,877	46,106	46,613	40,771	37,513	35,572	
	他会計補助金		66,014	72,692	62,134	59,175	55,903	48,709	47,877	46,106	46,613	40,771	37,513	35,572	
	その他補助金														
	(2) 長期前受金戻入		78,921	78,947	61,720	59,524	59,329	59,015	58,867	58,841	58,841	58,841	58,809	58,748	
	(3) その他		5	55											
	収入計 (C)		171,187	175,974	151,154	146,388	142,684	134,957	133,740	131,706	131,976	125,916	122,389	120,041	
	収 支 的 支 出	1. 営業費用		145,543	148,889	125,790	123,548	123,696	123,727	124,204	124,630	118,702	119,045	119,409	106,788
		(1) 職員給与		9,070	9,189	7,614	7,665	7,722	7,779	7,837	7,896	7,955	8,015	8,075	8,135
基本給			4,643	4,670	3,736	3,773	3,811	3,849	3,887	3,926	3,965	4,005	4,045	4,085	
退職給付															
その他			4,427	4,519	3,878	3,892	3,911	3,930	3,950	3,970	3,990	4,010	4,030	4,050	
(2) 経費			22,703	25,928	25,098	25,001	25,118	25,236	25,632	25,852	19,689	19,795	19,992	7,242	
動力費			5,474	6,000	5,557	5,613	5,669	5,726	5,783	5,841	4,867	4,912	4,972	600	
繕修費			3,449	1,500	3,418	2,750	2,778	2,806	2,834	2,863	2,892	2,921	2,950	2,980	
材料費			663	2,240	984	1,100	1,112	1,124	1,136	1,148	1,160	1,172	1,184	1,196	
その他			13,117	16,188	15,139	15,538	15,559	15,879	15,879	16,000	10,770	10,790	10,886	2,466	
(3) 減価償却費			113,770	113,772	93,078	90,882	90,856	90,712	90,735	90,882	91,058	91,235	91,342	91,411	
2. 営業外費用			14,214	12,347	10,513	8,635	6,717	4,957	3,403	2,152	1,507	1,182	931	772	
(1) 支払利息			13,887	12,002	10,013	8,135	6,217	4,457	2,903	1,652	1,007	682	431	272	
(2) その他		327	345	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500		
支出計 (D)		159,757	161,236	136,303	132,183	130,413	128,684	127,607	126,782	120,209	120,227	120,340	107,560		
経常損益 (C)-(D) (E)		11,430	14,738	14,851	14,205	12,271	6,273	6,133	4,924	11,767	5,689	2,049	12,481		
特別利益 (F)					1	1	1	1	1	1	1	1	1		
特別損失 (G)		922													
特別損益 (F)-(G) (H)		△ 922			1	1	1	1	1	1	1	1	1		
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)		10,508	14,738	14,851	14,206	12,272	6,274	6,134	4,925	11,768	5,690	2,050	12,482		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		9,563	23,337	12,672	25,658	36,698	41,728	46,606	50,263	60,751	65,149	65,894	77,058		
流動資産 (J)		21,891	21,727	22,012	22,044	22,025	22,006	21,987	21,967	21,947	21,929	21,909	21,880		
うち未収金		2,154	1,990	2,275	2,307	2,289	2,250	2,230	2,230	2,210	2,192	2,172	2,143		
流動負債 (K)		51,519	49,853	44,293	42,456	40,716	39,137	37,790	36,732	35,750	35,611	35,519	34,427		
うち建設改良費分															
うち一時借入金															
うち未払金		2,783	3,026	2,922	2,963	2,972	2,983	3,019	3,039	2,526	2,535	2,555	1,492		
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )															
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金不足額 (L)															
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		26,247	24,280	27,300	27,689	27,452	27,233	26,996	26,759	26,522	26,304	26,067	25,721		
地方財政法による 資金不足比率 ((L)/(M)×100)															
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (N)															
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)															
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規 (P)															
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((N)/(P)×100)															

投資・財政計画（資本的収支）

（単位：千円）

年 度		前々年度	前年度	本年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
区 分		（決算）	〔決算〕										
資本的収入	1. 企業債	34,000	50,800	50,100	54,400	51,400	43,400	35,500	9,500	4,500	4,600	4,600	
	うち資本費平準化債	34,000	43,000	49,000	50,000	47,000	39,000	31,000	5,000				
	2. 基本使用料（税抜）	18,045	6,632	10,469	22,506	24,835	29,266	29,968	29,773	13,670	12,496	4,339	
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国（都道府県）補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
計 (A)	52,045	57,432	60,569	76,906	76,235	72,666	65,468	39,273	18,170	17,096	8,939		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	52,045	57,432	60,569	76,906	76,235	72,666	65,468	39,273	18,170	17,096	8,939		
資本的支出	1. 建設改良費	250	9,030	1,188	4,620	4,666	4,712	4,760	4,807	4,854	4,904	4,953	
	うち職員給与費				220	222	224	227	229	231	234	236	
	2. 企業債償還金	89,537	94,612	101,382	102,891	103,176	98,179	91,076	66,059	44,804	43,086	35,070	25,678
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他		500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
計 (D)	89,787	104,142	104,070	109,011	109,342	104,391	97,336	72,366	51,158	49,490	41,523	27,178	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	37,742	46,710	43,501	32,105	33,107	31,725	31,868	33,093	32,988	32,394	32,584	27,178	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	34,849	34,825	31,358	31,358	31,069	31,697	31,868	31,918	28,921	32,394	32,533	25,670
	2. 利益剰余金処分額		3,189	1,166									
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	2,893	8,696	10,977	747	2,038	28		1,175	4,067		51	1,508
計 (F)	37,742	46,710	43,501	32,105	33,107	31,725	31,868	33,093	32,988	32,394	32,584	27,178	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	758,836	715,024	663,742	615,251	563,475	508,696	453,120	396,561	356,257	317,771	287,301	261,623	

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度		前々年度	前年度	本年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
区 分		（決算）	〔決算〕										
収益的収支分		66,014	72,692	62,134	59,175	55,903	48,709	47,877	46,106	46,613	40,771	37,513	35,572
	うち基準内繰入金	48,757	41,772	37,990	37,863	38,168	36,696	32,071	31,207	18,734	18,428	18,206	18,124
	うち基準外繰入金	17,257	30,920	24,144	21,312	17,735	12,013	15,806	14,899	27,879	22,343	19,307	17,448
資本的収支分		18,045	6,632	10,469	22,506	24,835	29,266	29,968	29,773	13,670	12,496	4,339	
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	18,045	6,632	10,469	22,506	24,835	29,266	29,968	29,773	13,670	12,496	4,339	
合 計	84,059	79,324	72,603	81,681	80,738	77,975	77,845	75,879	60,283	53,267	41,852	35,572	

## 原 価 計 算 表

供用開始年月日 平成10年4月1日  
 処理区域内人口 1,808人  
 計算期間 自 令和4年4月  
 至 令和9年3月  
 ( 5 年間)

基本使用料（税抜）

### 収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (X)	千円 23,497	千円 26,758	千円	千円 26,758
受 託 工 事 収 益				
そ の 他	400	67		67
合 計	23,897	26,825		26,825

### 支 出 の 部

項 目	金 額				
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)	
管 渠 費	人 件 費				
	給 料	千円	千円	千円	
	諸 手 当				
	福 利 費				
	修 繕 費	845	808		808
	材 料 費	603	576		576
	路 面 復 旧 費				
	委 託 料 そ の 他	13	12		12
小 計	1,461	1,396		1,396	
ポ ンプ 場 費	人 件 費				
	給 料				
	諸 手 当				
	福 利 費				
	動 力 費	630	602	9	593
	修 繕 費				
	材 料 費				
	薬 品 費 委 託 料 そ の 他	661	632		632
小 計	1,291	1,234	9	1,225	
処 理 場 費	人 件 費				
	給 料				
	諸 手 当				
	2 か所 (小西・)				
	動 力 費	4,247	4,060	63	3,997
	修 繕 費	2,290	2,189		2,189
	材 料 費				
	薬 品 費 委 託 料 そ の 他	11,129	10,638		10,638
229	219		219		
小 計	17,895	17,106	63	17,043	
一 般 管 理 費	人 件 費				
	給 料	4,904	4,687		4,687
	諸 手 当	2,267	2,167		2,167
	福 利 費	1,495	1,429		1,429
	流域下水道管理運営				
	委 託 料	728	696		696
	そ の 他	655	626		626
小 計	10,049	9,605		9,605	

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年	投資・財政計画	公費負担分	使用料対象収支
資本費				
支 払 利 息	13,887	7,288	5,680	1,608
減 価 償 却 費	113,770	95,006	89,762	5,244
企 業 債 取 扱 諸 費				
小 計	127,657	102,294	95,442	6,852
合 計 (Y)	158,353	131,635	95,514	36,121

資産維持費 (Z)	
使用料対象経費 (Y) +	36,121

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.74$$

<使用料水準についての説明>

令和4年度から令和8年度までの使用料算定期間において、農業集落排水事業の経費回収率は、約74%となっています。

経費回収率については、令和3年度から「分流式下水道等に要する経費」の算出方法を見直したことにより、令和2年度の決算統計における経費回収率（約77%）よりも低くなっています。

人口減少や節水型機器の普及により、今後は有収水量が減少していく見通しであるため、公共下水道との処理機能の集約化（最適化）等の計画を進め維持管理費の削減に努めながら、経費回収率を100%にできるよう使用料水準の適正化を図っていく必要があります。

- 1 投資・財政計画計上額（A）欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費（Z）欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版）」（公益社団法人日本下水道協会）を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。